

○大学院共通科目の成績評価等の取り扱いについて

令和4年3月7日

学務審議会

(成績評価区分)

1 大学院共通科目の成績評価区分は、次の表のとおりとする。

| 成績評価区分 | 評価の内容 | 点数としての目安 | 到達目標の達成水準としての目安 |
|--------|-----------------------|----------|----------------------|
| AA | 成績が特に優秀であるもの | 90点～100点 | 到達目標を極めて優れた水準で達成している |
| A | 成績が優秀であるもの | 80点～89点 | 到達目標を優れた水準で達成している |
| B | 成績が良好であるもの | 70点～79点 | 到達目標を標準的な水準で達成している |
| C | 成績が可であるもの | 60点～69点 | 到達目標を達成している |
| D | 成績が不可であるもの又は履修を放棄したもの | 59点以下 | 到達目標に達していない |
| E | 所定の手続きを経て履修登録を取消したもの | — | — |

備考

- 1 成績評価は、試験の他、提出レポート、出席状況及び履修状況等を勘案して行うことがある。
- 2 成績評価区分欄のE表記は、以下の場合に適用する。
 - ① 学生が、年度ごとに定められた期間に、教務課に履修取消しの手続きを行った場合
 - ② 学期途中で休学若しくは退学をした場合
- 2 シラバスには、授業科目ごとの教育目標(学習到達目標)及び具体的な成績評価の方法を記載するものとし、成績の評価は、原則として、授業科目ごとに設定した教育目標に対する達成度を基準とした絶対評価で行う。
- 3 授業担当教員は、答案は試験実施期日から、レポート等は提出期限からそれぞれ概ね1年間、成績評価の根拠及び学生からの開示請求の対応として保存する。

ただし、レポート等に評価・コメントを付して学生に返却する場合には保存を要しないものとし、答案の場合は原本を保管しておき、そのコピーを返却することが望ましい。

(参考：国立大学法人東北大学法人文書保存期間基準：答案・レポート等は1年未満)

(疑問の受け付け)
- 4 学生は、成績発表から所定の期間内に限り、教務課への申し出により、成績評価について授業担当教員から説明を受けることができる。

ただし、この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の保存期間に限り、申し出期間経過後も説明を受けることができる。

(不服申立)

- 5 学生は、成績評価について、不服がある場合には、成績発表から所定の期間内に限り、教務課への申し出により、学務審議会教務委員会（以下、「教務委員会」）の委員長に不服の申立をすることができる。

ただし、この期間内に申し出ないことに対して正当な理由がある場合には、1年以内の保存期間に限り、申し出期間経過後も不服の申立をすることができる。

- 6 教務委員会委員長に不服の申立があった場合は、教務委員会の委員若干名で構成する審査委員会を設置し、不服の申立内容を審査する。

(成績評価の公表)

- 7 学務審議会教育情報・評価改善委員会は、成績評価を集計・分析し、授業担当教員及び学生に公表する。